

第10回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

令和2年4月10日（金）
15時00分から15時30分まで
3階 プレゼンテーションルーム

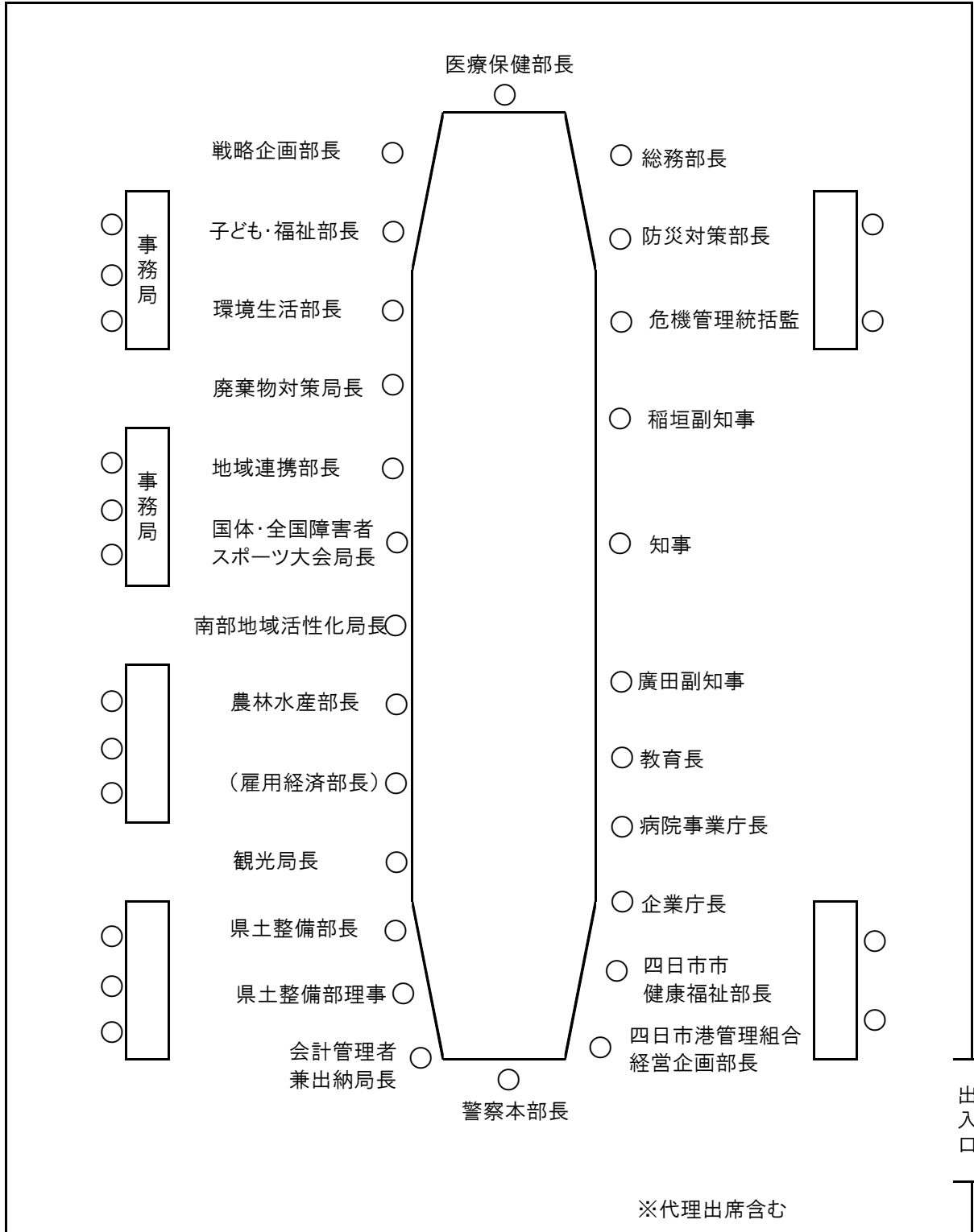
- 1 基本的対処方針（令和2年4月7日改正）における「まん延防止」対策
の主な内容について
- 2 患者数の大幅な増加に備えた医療体制の整備について
- 3 各部局の対応
- 4 知事指示事項

（会議終了後）

三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」

第10回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(4月10日)座席表

プレゼンテーションルーム



4月7日の緊急事態宣言に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日）」が改正。

接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、**最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。**

外出自粛要請及び施設の使用制限の要請・指示

特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、まん延の防止に関する措置として、期間及び区域を指定したうえで、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛等について、協力の要請を行うものとする。

【自粛の対象とならない外出の具体例】

- ・ 医療機関への通院
- ・ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ・ 必要な職場への出勤
- ・ 屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの

【外出の自粛期間】

- ・ 30日程度が適当と考えられる。



外出の自粛等の効果を見極めたうえで

都道府県による施設の使用制限の要請を行い、特定都道府県による法第45条に基づく**施設の使用制限の要請、指示等**を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、行うものとする。また、当該要請を行う場合は、職員体制をはじめ所要の環境整備を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月7日改正）における「まん延防止」対策の主な内容について②

在宅勤務の推進及び、域外への外出自粛要請等

【在宅勤務（テレワーク）の推進】

- ・職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。

【域外への外出自粛要請】

- ・外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促すとともに、まん延の状況や人の移動の実態等を踏まえ、**域内のみならず、域外への外出も対象とする。**
- ・大都市圏の都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。

飲食店等におけるまん延防止対策について

飲食店

施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が重なることがないよう、所要の感染防止策を講じるよう促す。

食堂、レストラン、喫茶店など

換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。

キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設

クラスター発生の状況等を踏まえ、外出自粛を周知する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月7日改正）における「まん延防止」対策の主な内容について③

その他の事項

【政府】

- ・ 民間事業者等と協力して、SNS等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ・ 関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ・ 水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。

【厚生労働省】

- ・ 保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。
 - 保育等の提供を縮小して実施
 - 医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園すること 等

【特定都道府県】

- ・ 食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。

【都道府県及び市町村】

- ・ まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。

【地方公共団体】

- ・ 厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。

患者数の大幅な増加に備えた医療体制の整備について

資料 2

【現時点の取組状況】

患者数の大幅な増加に備えた医療体制の整備を進めるため、医療機関や関係機関と協議調整を進めているところ

- 感染症病床の24床に加えて、一般病床100床程度の受入れを依頼
- 症状に応じた患者を受け入れるためのルールづくり（全県及び地域別）
- 宿泊施設の活用に向けた調整（県有施設等）

【医療調整本部の設置等】

- 医療体制の整備や医療機関等への受入れを円滑に進めるため、「三重県新型コロナウイルス感染症医療調整本部」を設置

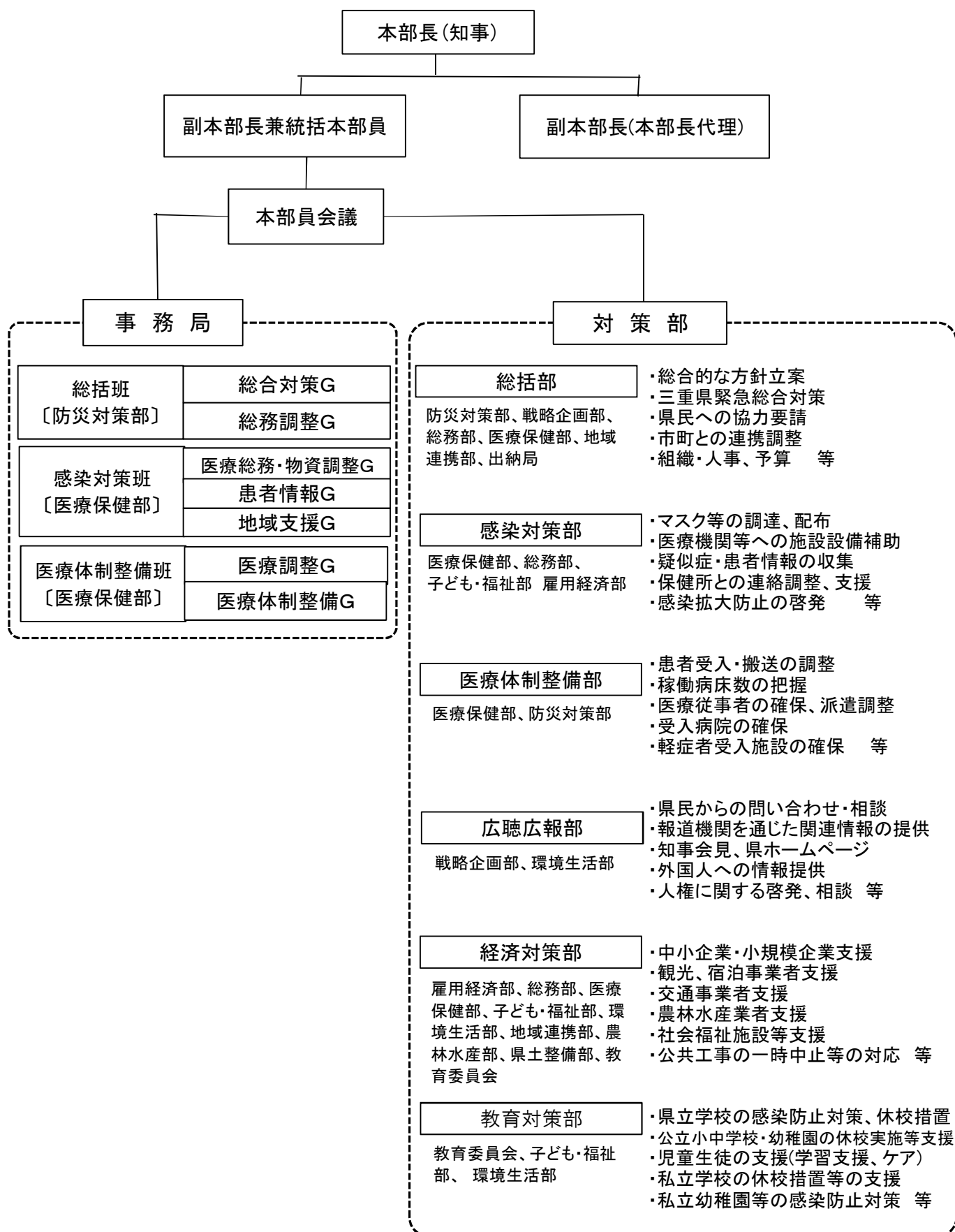
（概要）

設置年月日 令和2年4月10日

構 成 員 医療保健部長を本部長、医療政策総括監を副本部長、関係各課長、
医療コーディネーター

- 患者の医療機関等への受入れを円滑にするため、医療調整本部内に「新型コロナウイルス感染症医療コーディネーター」を8名配置（救急医療、集中治療、呼吸器内科治療、感染症等のそれぞれの専門家や災害医療コーディネーター）

新型コロナウイルス感染症対策本部体制



知事指示事項

令和2年4月10日

昨日（令和2年4月9日）、三重県内において新たに2名の新型コロナウイルス感染症患者が発生しました。当該2名の方の行動歴は現在調査を進めているところですが、首都圏から来られた方との接触歴があることから、感染者数が増加し、感染経路不明の患者も多く発生している地域との往来が感染経路である可能性が高いと考えられます。

また、愛知県内では直近3日連続で20名を超える新規患者数が発生し、感染経路不明者が多数確認されています。また、岐阜県においても新たなクラスターが発見されており、前の週から感染者数が2.5倍となっています。愛知県、岐阜県でそれぞれ県独自の緊急事態宣言を出されたところですが、4月6日に東海3県知事テレビ会議においても、愛知県、岐阜県、三重県は人の往来が多く、生活・文化圏が重複することから、3県で連携して取り組んでいくことを確認しあったところですが、現在の愛知県、岐阜県におけるこのような感染拡大の状況等を鑑みれば、今がまさに、3県が連携し、一致団結して取り組んでいくときです。

- 1 愛知県、岐阜県における感染者増加の状況や感染経路不明患者発生の現状に鑑み、愛知県、岐阜県と三重県は生活・文化圏を一部共有していることから、これまで緊急事態宣言が出されていた7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象としていた出張・研修の中止等の対応について、愛知県、岐阜県を新たに加え対応すること。
さらに、当該9都府県への派遣者については、5月6日までの間、不要不急の帰省をしないよう、所属を通じて周知徹底すること。
- 2 現在開館している県有施設についても、県外からの来館者が見込まれる施設については、原則休館を検討すること。ただし、県民生活への影響、施設が担う県の機能維持、その他社会的役割を勘案し、やむを得ず開館する施設については、感染拡大防止対策を徹底したうえで、必要な機能のみに限定し開館すること。
- 3 近隣県において急速に感染が拡大している状況や、県内においても感染者が確認された地域が拡大している状況を踏まえ、広域移動の多い県立学校及び県立特別支援学校について臨時休業を早急に検討すること。
なお、検討にあたっては、児童・生徒に対し、臨時休業期間中の過ごし方や学習方法などを伝え、保護者が少しでも準備できる時間を確保するよう十分に配慮すること。ただし市町に対しては、一律に調整を行うのではなく、感染のリスクに合わせて、それぞれで判断されるように配慮すること。
- 4 本日設置した「新型コロナウイルス感染症医療調整本部」を最大限活用し、感染症指定医療機関や県医師会等関係団体等とも緊密に連携のうえ、感染症患者について、症状や地域に応じ、きめ細やかかつ速やかな受け入れが可能となるよう、万全の態勢整備を進めていくこと。

- 5 新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局機能を拡充・強化し、各部局横断型組織として再編したことから、これまで以上に各部局が一丸となって、新型コロナウイルス対策に最優先で取り組むこと。
- 6 4月7日に発表された国の緊急経済対策では、感染拡大の防止や医療提供体制の整備、雇用の維持や中小企業・小規模事業者等への支援などが示された。当該経済対策の内容を早急に精査し、関係団体や市町、県民から寄せられる声などもふまえて、県としての追加的な対策を速やかに検討すること。
- 7 新型コロナウイルス感染症については、SNS等により患者個人の特定につながる内容や人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先の風評被害が懸念されるような情報が現在も見受けられることから、引き続き、各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われぬよう呼びかけるとともに、県民の皆様の不安解消の観点からも、正確な情報を迅速かつ的確に発信すること。
- 8 新型コロナウイルス感染症の発生状況に関する情報はもとより、感染拡大防止に向けた県民への広報をこれまで以上に強化すること。